
■ 現任障害福祉サービス等職員資格取得支援事業の概要

1 事業の内容について

事業の概要は以下のとおりです。

- (1) 助成対象 国家資格を受験する職員 *1
- (2) 対象資格 社会福祉士国家資格、介護福祉士国家資格、精神保健福祉士国家資格及び公認心理師国家資格（以下、「社会、介護、精神、心理」という。）*2
- (3) 助成額 法人が支出した金額（上限10万円）の1/2
- (4) 助成期間 職員が国家資格の申込をした年度 *3

*1 都内にある障害福祉サービス等事業所及び都外施設（東京都が定める都外独占施設、協定施設等）で勤務する職員に限ります。

*2 社会・介護は第38回、精神は第28回、心理は第9回を受験する方が対象となります。

*3 対象期間（下記の期間に法人が職員へ助成した場合に対象となります。）

令和7年4月1日から令和8年3月31日

2 提出書類

- (1) 交付申請提出書類一覧（法人で1枚）
- (2) 別記様式第1号
- (3) 別記様式第1号－2（対象者別）
- (4) 別記様式第1号－3（対象者別）
- (5) 別記様式第1号－4
- (6) 別記様式第1号－5（法人で1枚）
- (7) 別記様式第1号－6（法人で1枚）*4
- (8) 別記様式第1号－7

*4 法人名義の口座でなく、事業所の施設長等の口座を振込先にしたい場合に提出

3 交付申請期間

令和7年10月16日(木)から令和7年11月17日(月) 【必着】

4 提出方法

法人単位で、上記2の提出書類を取りまとめ、郵送により提出してください。

5 交付申請における留意点

- (1) 対象者や対象期間など詳細については、「助成金交付実施要綱」を確認し、作成にあたっては、「交付申請書類記入例と作成手順」を参照してください。
- (2) 申請様式は、当財団ホームページ（<https://www.fukushizaidan.jp/118genninshougai/>）「現任障害福祉サービス等職員資格取得事業」に掲載しています。ダウンロードして作成してください。

- (3) 現任介護職員資格取得支援事業とは提出申請様式・窓口が異なります。間違いのないよう注意してください。(詳しくは「Q&A 4 3」をご確認ください。)
- (4) 購入時に使用したポイントカード、クレジットカード利用の際付与されるポイント等は、支払額から控除していただきます。
- (5) 申込みは、1事業所1名です。(サービス種別ごとに1名申請可能です(Q&A 6 参照))

6 交付予定額の決定

実施要綱に基づき、交付申請書類を審査した後、当財団から法人宛に通知します。(令和8年1月頃に通知予定)

7 助成金の交付

- (1) 合格発表後、法人から提出された実績報告書類に基づき審査を行い、交付予定額の範囲内で助成金額を確定し交付します。
- (2) 法人が対象経費を支援しなかった等の理由により請求を取り下げる(0円)場合であっても、実施要綱第7条により実績報告書類を提出してください。

8 個人情報の取扱いについて

現任障害福祉サービス等職員資格取得支援事業の申請に際し、提出された各種様式その他添付書類に記載の個人情報については、当財団の個人情報保護規程に基づき適正に取扱い、助成金関連業務を遂行するために使用します。

9 その他

交付申請から助成金交付までの流れについては、「実施スケジュール(予定)」を確認いただき、合格発表から実績報告書類提出までの期間が非常に短いことを予め理解いただいた上で申請書類を作成し当財団まで郵送してください。

10 問合わせ先

公益財団法人東京都福祉保健財団 人材養成部 福祉人材養成室 現任障害助成金 担当
TEL(03-3344-8551) FAX(03-3344-8593)